

津市労働会館指定管理者候補者選定評価表

1 公の施設の管理者としての妥当性

評価基準	評価項目	配点
(1) 勤労者の平等利用が図られるものであること。	ア 公の施設の管理を行う上での考え方は妥当か	5
	イ 利用者の平等利用に係る考え方や取組は妥当か	5
(2) 施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。	ア 施設の管理・運営に係る人員の配置計画及び経理処理の計画は妥当か	5
	イ 個人情報保護、守秘義務に係る考え方や従業員への徹底は妥当か	5
	ウ 緊急事態への対応に係る考え方や取組は妥当か	5
(3) 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有していること。	ア 申請団体の運営方針、経営方針及びこれまでの実績等から当該施設の管理の安定した管理運営が期待できるか	5
	イ 指定管理者として安定した運営を行う上で、必要な人員の確保が期待できるか	5
	ウ 指定管理者として安定した運営を行う上で、必要な財政的基盤を有しているか	5

2 経費の縮減

評価基準	評価項目	配点
(1) 収支計画が妥当であり、管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。	ア 収支計画の実効性が見込まれるか	5

3 勤労者サービスの向上

評価基準	評価項目	配点
(1) 施設の効用を最大限発揮できるものであり、サービスの提供により勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図ることができるものであること。	ア 使用者の意見の反映が期待できるか	5
	イ 施設の設置目的や現状を踏まえた利用促進及び利用者へのサービス向上が期待できるか	10
(2) 条例第7条に規定する業務を行う体制を有していること。	ア 業務を行う体制を有しているか確認できるか	10
	イ 労働教育やその他労働関係全般についての相談の受付及び指導ができる体制の構築が期待できるか	10
(3) 勤労者のニーズに合った事業展開を見込めるとともに、地域特性への配慮等を十分に考慮したものであること。	ア 団体の企業理念及び過去の実績から会館の設置理念及び業務に対する適性が確認できるか	10
	イ 自主事業の実現性が見込まれるか	10
合計		100